

# 淀井病院 施設基準

## 基本診療料の施設基準

### A000 初診料 注16 医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

また、患者様の薬剤情報等を診療に活用する体制を有しています。

### A106 障害者施設等入院基本料 13:1入院基本料 4階・5階 47床

当院の一般病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 13 人以上の看護職員が勤務しております。

看護職員の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 5 人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 21 人以内です。

### A101 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1 6階・7階 49床

当院の療養病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 8 人以上の看護職員が勤務しております。

看護師の配置は20%以上です。

看護職員の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 8 人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護職員1人あたりの受け持ち患者様数は 45 人以内です。

当院の療養病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 9 人以上の看護補助者が勤務しております。

看護補助者の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 9 人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 23 人以内です。

注10 在宅復帰機能強化加算

在宅復帰支援を行うにつき十分な体制及び実績を有しています。

注11 経腸栄養管理加算

注12 夜間看護加算

### A207 診療録管理体制加算3

診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されています。

### A211 特殊疾患入院施設管理加算

当該病棟における直近1カ月間の入院患者数の7割以上が、重度の肢体不自由等の患者である。

### A214 看護補助加算 看護補助加算2

当院の一般病棟は、日勤、夜勤合わせて1日 8 人以上の看護補助者が勤務しております。

看護補助者の時間帯毎の配置は次のとおりです。

・午前9時から午後5時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 7 人以内です。

・午後5時から午前9時までは看護補助者1人あたりの受け持ち患者様数は 41 人以内です。

注2 夜間75対1看護補助加算

注3 夜間看護体制加算

### A219 療養環境加算

当病院の一般病棟（4階・5階）は1床当たりの平均床面積が8㎡以上である病室が配置されています。

### A221 重症者等療養環境特別加算

当病院一般病棟の4階にあります個室の内401号室及び402号室は患者様の容態が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている病室で、酸素吸入、吸引のための設備が整備されている個室です。

### A222 療養病棟療養環境加算 1

当病院の療養病棟（6階・7階）は、長期にわたる療養を行うために十分な構造設備を有しております。又長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室（2階）があります。1病室4床以下であり、病室に隣接する廊下の幅は1.8m以上であり、当該病棟に係る病棟床面積（食堂・談話室・ナースステーション・浴室・廊下・トイレを含む）が患者様1人につき16㎡の広さがあります。

療養病棟の入院患者様同士や入院患者様と家族様が談話を楽しめる談話室を設けております。又身体の不自由な患者様の利用に適した浴室を設けております。

### A245 データ提出加算1・3

入院患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されています。

# 淀井病院 施設基準

## 基本診療料の施設基準

### A247 認知症ケア加算3

認知症による行動・心理症状や意思疎通の困難さが見られ、身体疾患の治療への影響が見込まれる患者に対し、認知症患者のアセスメントや看護方法等について研修を受けた看護師を複数配置し、認知症症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられるようにしております。

### A400 短期滞在手術等基本料1

短期滞在手術等を行うための環境及び、当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理等の要件を満たしています。

### 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

食事療養を担当する常勤管理栄養士を1名配置し、患者様の年齢・病状によって適切な栄養量及び内容の食事が適時に、かつ保温保冷配膳車により適温で提供しております。

配膳時間 朝 8時 昼 12時 夕 18時以降

# 淀井病院 施設基準

## 特掲診療料施設基準

B001-20	糖尿病合併症管理料 糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性を認めた場合に治療を行なうことができる体制が整備されております。
B001-27	糖尿病透析予防指導管理料 糖尿病の患者であって医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた場合に治療を行なうことができる体制が整備されております。
B001-37	慢性腎臓病透析予防指導管理料 慢性腎臓病の患者うち慢性腎臓病の重症度分類で透析リスクが高い患者に対し、医師が透析を要する状態となることを予防するために重点的な指導の必要性があると認めた場合に治療を行うことができる体制が整備されております。
B001-3-2	ニコチン依存症管理料 適切な禁煙治療を行なっております。
B005-6-2	がん治療連携指導料 がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行なうことができる体制が整備されております。 連携医療機関：大阪急性期・総合医療センター
B011-4	医療機器安全管理料1 医療機器安全管理に係る常勤の臨床工学技師が1名以上配置し、医療機器の安全使用が確保できる体制が整っております。
C002	在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料 患者に対して医療を提供できる体制が継続的に確保されています。
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 注2 遠隔モニタリング加算 無呼吸低呼吸指数等をモニタリング可能な情報通信機器を活用して、定期的なモニタリングを行った上で、療養上必要な指導を行っています。
D026 注4	検体検査管理加算（Ⅰ） 次に掲げる緊急検査が常時実施できる体制にあります。 1) <input checked="" type="checkbox"/> 液学的検査（末梢血液一般） 2) <input checked="" type="checkbox"/> 化学的検査（総ビリルビン・総蛋白・BUN・クレアチニン・グルコース・アミラーゼ・CK・NaCl・K・Ca・AST・ALT・血液ガス分析） 3) <input checked="" type="checkbox"/> 疫学的検査（ABO血液型・Rh（D）血液型・クームス試験） 4) <input checked="" type="checkbox"/> 生物学的検査（細菌顕微鏡検査）
E200	CT撮影及びMRI撮影 16列マルチスライス型の機器によるCT撮影を行っております。
H001	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） 当病院のリハビリテーションは、2階に102.110㎡の機能訓練室を有し、2人以上の常勤の理学療法士及び常勤の作業療法士1名が勤務し治療・訓練を行うための必要な器具を具備しております。
H002	運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 当病院のリハビリテーションは、2階に102.110㎡の機能訓練室を有し、4人以上の常勤の理学療法士が勤務し治療・訓練を行うための必要な器具を具備しております。
H003	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 当病院のリハビリテーションは、2階に102.110㎡の機能訓練室を有し、2人以上の常勤の理学療法士が勤務し治療・訓練を行うための必要な器具を具備しております。
J038	人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1） 透析用監視装置の一台当たりの患者数が1.33人（令和4年度）であり、関連学会から示されている基準に基づき水質管理を適切に実施しております。 注2 導入期加算1 関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者ごとの適応に応じて、腎代替療法について患者に対して十分な説明を行っております。 注9 透析液水質確保加算 透析において、関連学会から示されている基準に基づき、水質管理を適切に実施しております。 注10 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 透析を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を適切に評価し専門的な治療体制を有している医療機関と連携し、療養上必要な指導管理を行うための十分な体制が整備されております。 連携医療機関：大阪赤十字病院

# 淀井病院 施設基準

## 特掲診療料施設基準

K597	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 当病院では、心臓血管外科経験数5年以上有する医師（非常勤）により、心臓ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術を行っております。
K664	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造） 摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されております。
K939-5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算（胃瘻造嚥） 摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されております。
O100	外来・在宅ベースアップ評価料（I） 外来・在宅医療を実施している医療機関であって、対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されております。
O102	入院ベースアップ評価料34 医科点数表第1章第2部第1節の入院基本料を算定している保険医療機関であって、対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されております。

### 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

1 区分1に分類される手術	手術件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0 例
イ 黄斑下手術等	0 例
ウ 鼓室形成手術等	0 例
エ 肺悪性腫瘍手術等	0 例
オ 経皮的カテーテル心筋焼却術	0 例

2 区分2に分類される手術	手術件数
ア 靭帯断裂形成手術等	0 例
イ 水頭症手術等	0 例
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 例
エ 尿道形成手術等	0 例
オ 角膜移植術	0 例
カ 肝切除術等	0 例
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 例

3 区分3に分類される手術	手術件数
ア 上顎骨形成術等	0 例
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 例
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 例
エ 母指化手術等	0 例
オ 内反足手術等	0 例
カ 食道切除再建術等	0 例
キ 同種死体腎移植術等	0 例

区分4に分類される手術	手術件数
	0 例

5 その他の区分に分類される手術	手術件数
人工関節置換術	0 例
乳児外科施設基準対象手術	0 例
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 例
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0 例
経皮的冠動脈形成術	0 例
急性心筋梗塞に対する者	0 例
不安定狭心症に対するもの	0 例
その他のもの	0 例
経皮的冠動脈粥腫切除術	0 例
経皮的冠動脈ステント留置術	0 例
急性心筋梗塞に対する者	0 例
不安定狭心症に対するもの	0 例
その他のもの	0 例